

在校生・保護者の皆さんへ

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底について(R3.8.18版)

新型コロナウイルス感染症については、感染力が非常に強い「デルタ株」や「人流増」の影響等により、全国の新規感染者数が「2万人」を超えるなど未曾有の事態を迎えており、既に6都府県に発令されている「緊急事態宣言」の対象地域に7府県が追加されたほか、新たに10県が「まん延防止等重点措置区域」となりました。

本県においても、複数のクラスターが発生し、急激に感染が拡大しており、8月17日(火)午後6時から、「とくしまアラート」のレベルが引き上げられ、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言における分類で「ステージⅢ」に相当する「とくしまアラート・感染拡大注意・急増」が発動されたところです。

生徒の接触の機会が増加する新学期が始まる9月を見据え、今後の学校における感染拡大を何としても防ぐためにも、「部活動」をはじめとする「教育活動」や「家庭内」での感染防止対策の徹底・強化が求められています。

ついては、別紙1、別紙2をご覧くださいとともに、生徒の皆さんは引き続き以下の点について徹底してください。

ダウンロードはこちら

→別紙1「臨時休業措置等を行う場合の流れについて.pdf」

→別紙2「家庭内での『感染予防対策』.pdf」

→新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底について(R3.8.18版).pdf

- 1 毎日の検温等による健康観察を徹底し、発熱や咳などの新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が見られる場合は、登校はせず、自宅で休養すること。
- 2 「3密」、「大声」を徹底的に避け、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」といった基本的な感染症対策を徹底すること。
- 3 自分及び関係する人の命や大切な生活を守るために、学校の内外を問わず、マスクを適正に着用すること。
- 4 「居場所の切り替わり」や「狭い空間での共同生活」等、感染リスクが高まる「5つの場面」に特に注意すること。

発熱や咳などの新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が見られる場合

○まず身近な「かかりつけ医」に電話相談し、受診や検査の指示を受けてください。「かかりつけ医」がなく、相談できる医療機関もない場合は、各保健所に設置している「受診・相談センター」に電話をしてください。

美馬保健所(0883-52-1016)、三好保健所(0883-72-1123)

吉野川保健所(0883-36-9018)、徳島保健所(088-602-8950)

※ 本県でも通常株の1.95倍の感染力を持つと言われる「デルタ株」への置き換わり

が進んでおり、これまで以上に家庭内感染の心配が高まっています。

家庭での感染を防ぐため、保護者の方も、感染防止対策の徹底をお願いします。

また、生徒の皆さんは、登下校時、休憩・昼食時、部活動に参加する場合など、場面の切り替わりにより、気の緩みが生じやすいことから、特に以下の点に注意して感染症対策を徹底してください。

【共通】

- 1 飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避けること。
- 2 こまめな手洗いを励行すること。

【登下校時】

- 1 公共交通機関を利用するには必ずマスクを着用し、会話を慎むこと。
- 2 自転車乗車中でマスクを外している時は、信号等で停車しても、周囲と会話をしないこと。

【休憩・昼食時】

- 1 休憩時も必ずマスクを着用すること。
- 2 昼食は自分の席で食べ、マスクを外している時は周囲と会話をしないこと。

【部活動時】

- 1 体調がすぐれない場合は部活動への参加を見合わせ、自宅で休養すること。
- 2 部活動の練習場所や更衣室等、また食事や集団での移動の際の三密（密閉，密集，密接）を避けること。
- 3 部活動開始前・休憩時・終了後において、食事は避けること。
- 4 水分補給等を行う際には、飛沫を飛ばさないよう会話を控えること。

新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があり、感染者やその家族、濃厚接触者等に対するいじめ、差別及び誹謗中傷が行われないよう、噂やデマ等に惑わされることなく正しい情報に基づき行動してください。なお、ストレスや不安、悩み等がある場合の教育相談窓口として次のようなところがあるので、活用してください。

<主な相談窓口>

- ・ 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310（なやみいおう）
- ・ 児童相談所全国共通ダイヤル 189（いちはやく）

最後に、生徒の皆さんは、次のような場合には速やかに学校（夜間の場合は担任など）へ連絡してください。（脇町高校：0883-52-2208）

- ①新型コロナウイルスに感染した場合
- ②濃厚接触者に特定された場合
- ③同居する家族が感染した場合
- ④保健所の指示やかかりつけ医の判断によりPCR検査等を受ける場合